

第4回次世代内航海運懇談会暫定措置事業部会議事概要

1. 日 時：平成14年1月22日（火） 14:00～15:15
2. 場 所：国土交通省8階 国際会議室
3. 出席者
【委員】加藤部会長、中泉部会長代理、青山委員、江口委員、太田委員、小谷委員、
四宮委員、島田委員、立石委員、三井田委員、武藤委員、吉田委員
【事務局】海事局参事官、海事産業課長、国内貨物課長、海事産業課企画官、国内貨物
課課長補佐
4. 議事
(1) 暫定措置事業の今後の取り組みについて（案）について
(2) その他
5. 議事経過
事務局より資料に基づいて暫定措置事業の今後の取り組みについて（案）について説明を行い、その後、委員による議論を行った。

< 主な議事の概要 >

平成15年度以降の納付金・交付金の単価について

- ・ 船主の立場としては、貨物船については、交付金単価を10万円に据え置くことが望ましい。油送船の具体的な単価設定に当たっては、現在の交付金単価が引当資格の市場価格が大幅に下落した時点で設定された点に配慮することが必要。
- ・ 納付金・交付金の単価は漸減させるべき。これからは、自己責任で各事業者が判断していくことが必要。
- ・ 単価を漸減させる場合、1～2年の間は減少幅を少なくし、船舶の建造需要が出た時点で減少幅を大きくするという考え方もある。

内航海運の活性化方策について

- ・ 環境保全の観点から、モーダルシフト船に対する社会的要請が強まっていること、他の輸送モードとの競争力の確保を考慮すると、今後、同船舶に対する構造、積荷、航路等の建造認定条件については、見直しに向けて踏み込んだ議論が必要。
- ・ 内航海運を活性化するためには、荷主側の要望に応え、船舶側のコスト削減を図るべく社会的規制等の見直しを行うことにより、内航のコスト競争力を強化し、その結果として内航貨物を増加させるとともに、船舶建造も出てくるように努めるべきではないか。

代替建造の促進について

- ・ 暫定措置事業の円滑かつ着実な実施には船舶の建造促進を図ることが重要であるが、一層のコスト削減の障害となっている船員等社会的規制の見直しを早急に行うことが必要。

その他

- ・ 暫定措置事業は、事業収支が相償うまで着実に実施すべき。
- ・ 内航海運の競争力確保の観点から早期終了に向けて努力すべき。

次世代内航海運懇談会への報告について

- ・ 「暫定措置事業の今後の取り組みについて（案）」は、原案どおり了承され、平成14年1月25日（金）に開催される第4回次世代内航海運懇談会に報告されることとなった。